

各部(局、室)長 様

企画政策部長 福山 聡昭

平成 28 年度予算編成方針について(依命通達)

わが国の経済は、企業収益の拡大、雇用・所得環境の改善が、設備投資や消費の拡大に波及していくなど、景気回復とデフレ脱却に向かっていると見込まれ、内閣府の月例経済報告では、現状の基調判断として、景気は一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いていて、消費者物価は緩やかに上昇していると報告されています。

政府は、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとして、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2015」や「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」などを着実に実行し、経済の好循環の更なる拡大を実現するとしています。また、国の平成 28 年度予算概算要求にあたっては、「経済・財政再生計画」の初年度の予算として、本格的な歳出改革に取り組み、歳入の拡大努力や、政策効果の高い施策に資源配分を集中するなど、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

一方、地方財政においては、地方税収等がリーマンショック前の水準を回復しつつあり、地方財政計画ベースでは昨年度から財政収支が黒字に転じ、長期債務残高もほぼ横ばいで推移しています。こうした状況から財務省は、国・地方をあわせた基礎的財政収支を改善していくためには、地方財政計画上の歳出を抑制していくことが重要とし、財政健全化に向けては、国の取組みと歩調をあわせた歳出抑制の具体的規律が不可欠としています。

このような中、当市の平成 28 年度における財政状況の見込みは、歳入では、根幹となる市税収入のうち、法人市民税、固定資産税は微増となるものの、個人市民税は横ばいの状況であり、人口構成の変化などから、今後は減少傾向なることが予想されます。

国・県からの各種交付金、地方交付税などについては、国の概算要求では平成 27 年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。地方消費税交付金の増加分は、社会保障関係経費の財源とするなど用途が限定され、また、一般財源の増収に伴い地方交付税が減額されるなど、国の恒常的な財源不足の現状とも関連して、厳しい財政状況が続くものと思われます。

歳出では、扶助費や国民健康保険や介護保険などの特別会計への繰出金等が引き続き増加傾向にあり、これに加え労務単価の上昇など経常経費の増加要因が見込まれています。また、政策的な経費についても、公共インフラの更新や地方創生をはじめとする地域活性化など、新たな行政課題に対応するための経費が大きく増加していることから、財源の確保が非常に厳しい状況となっています。

このため平成 28 年度の予算編成にあたっては、必要な行政サービスの水準を確保しながら、事務の見直しを一層徹底し、事業の統廃合を含めた新たな視点から、行政コストを削減することを求めるとともに、限られた財源を効果的に予算配分することを念頭に、下記により編成作業を進めるよう依命通達します。

## 記

### 第1 基本方針

#### 1. 健全な財政運営と持続可能な財政の確立

平成 26 年度決算では、実質単年度収支では黒字を維持したが、経常収支比率は 90%台と依然として高い数値を示しており、財政の硬直化は進んでいる状況である。

予算編成にあたっては、財政の持続性を確保するため、更なる経常経費の抑制に努めるとともに、限られた財源の有効活用に努め、歳入規模に見合った歳出予算を計上し、中長期的な視点から財政基盤の強化を図ることとする。

#### 2. 次世代に安心して引き継げるふるさと佐倉をめざした取組みを進める

少子高齢化の進展は、地域の存亡にも関わる重大な問題となっている。当市においても人口の維持、増加の観点から、誰もが佐倉市に住んでよかったと思われるような施策に取り組む必要がある。そのため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた人口減少対策、地域経済活性化を積極的に進めるとともに、平成 28 年度を初年度とする、第4次総合計画・後期基本計画の基本施策について、着実に事業を進める予算編成を行うものとする。

#### 3. 予算要求等の状況を随時公表し、市民からの意見を求める

要求状況など編成過程を公表するとともに、パブリックコメント等を通じた市民の意見を参考に最終案を決定するものとする。

### 第2 予算要求にあたっての留意事項

#### 1. 総括的な事項

(1) 近年、労務単価や資材の高騰などにより歳出が増加傾向にある一方で、歳入の大幅な増加は見込めない状況にある。経常的経費については、これまで積算の見直し

等により削減を図ってきたが、この方法での削減は限界にきている。今後は行政サービスのあり方を再検討し、事業の統廃合を含めた大胆な見直しを積極的に図ることで経費の削減を図ること。なお、第5次行政改革実施計画における各方策が、引き続き着実な効果を上げるように努めること。

- (2) 個々の事業について、人口構成や社会構造、市民ニーズが大きく変化している現状をふまえ、行政が直接行う部分、民間が行う方が適当な部分、市民が主体となつて行う部分など、適切な実施主体について再検討し、行政の役割分担の見直しを図ること。
- (3) 平成26年度決算について、行政評価における指標の目標及び達成状況、今後の課題点及び方向性、事業の必要性、有効性、効率性を十分検証するとともに、平成27年度予算の執行状況、決算見込みも考慮に入れたうえで要求すること。

## 2. 経費区分について

- (1) 経常経費は、義務的経費、準義務的経費、通常一般経費の3区分とし、義務的経費、準義務的経費については9月に実施した基礎数値調査に基づき、需要見込み、財源等を更に精査し要求すること。  
通常一般経費については、別途通知する要求基準額通知に基づき、各部局内での自主的な予算配分の見直し調整を図ることにより財源を確保すること。また、これまで当然と考えられていた既存の業務や事業のあり方も含めて、役割や効果を勘案し、廃止、中止など抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 臨時経費については、施策の推進に必要な経費で実施計画に認められた範囲内で要求すること。積算にあたっては事業実施に要する経費、財源等について再度精査すること。

## 3. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであることから、経済情勢や景気動向、税制改正等の状況等も的確に把握するとともに、過大に見積りすぎることのないよう、適正に見積ること。また、税負担の公平性・公正性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。
- (2) 負担金・分担金、使用料・手数料等については、市民負担の公平の観点から、受益と負担の適正化を図ること。また収入未済額については、回収の方針や、目標を設定するなど、計画的な対策を講じ収納率の向上に努めること。
- (3) 国・県支出金については、国及び県の動向を注視するとともに、制度や法令等を再検証し、最大限確保に努めること。また、各種公益法人からの助成についても同様に

情報収集に努め、積極的な活用を図ること。

- (4) 市債については、世代間の負担の公平性という観点から適正な範囲で活用していくが、将来負担の抑制にも十分配慮し、地方交付税措置のあるものを中心に厳選すること。
- (5) これまで市有財産の有効活用の観点から、自動販売機設置に係る行政財産の貸付や、各種広告収入など財源確保を進めてきたが、未利用財産の有効活用など、創意工夫により新たな財源の確保に努めること。

#### 4. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、行政の役割分担の観点から民間活力の導入を検討し可能なものは、指定管理者制度への移行や、民間への委託を進めること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化、費用対効果を十分検討した上で要求すること。また既存のシステムについても利用状況や有効性を精査し、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、予算要求にあたっては、佐倉市補助金検討委員会からの提言に基づき、廃止、統合を含め内容を精査し、見直しを図ること。また、補助の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。特に人件費に対する補助については、必要性などを検討し、内容の見直しに努めること。  
各種団体負担金については、継続の可否、必要性、効果等を再検討すること。

#### 5. その他の事項

- (1) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するよう努め、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料等の負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、一般会計からの繰出しは、地方交付税の繰出し基準の範囲内とすること。
- (3) 一部事務組合については、独立した特別地方公共団体ではあるが当市の予算編成方針の主旨を踏まえ、より効率的な運営に努めるよう要請すること。また、負担金の計上にあたっては、その内容及び負担割合の妥当性等を十分精査し、その上で負担に応じること。

### 第3 予算要求基準等

すべての予算要求は、27 佐財第 319 号「平成 28 年度予算編成事務要領について(通知)」により行うこと。